

# 滋賀県勤労者山岳連盟規約

## 第1章 総則

第1条 本連盟は、日本勤労者山岳連盟に加盟し、滋賀県勤労者山岳連盟と呼び、事務所を大津市浜大津 4-1-1 明日都浜大津 1F 大津市市民活動センタースモールオフィス内 メールボックスNO 13に置く。

第2条 本連盟は、滋賀県下に組織される山岳会によってつくり、団体加盟を原則とする。

## 第2章 目的と活動

### 第3条 (目的)

この連盟は、次のことを目的とする。

登山を広く一般勤労者のものとし、加盟団体相互の交流を強め勤労者の立場に立脚した正しい登山観・登山倫理および登山技術の普及と向上をはかる。

### 第4条 (活動)

この連盟は、前条の目的を遂行するために次の諸活動を行う。

- ①正しい登山思想の普及と登山技術の向上のための活動。
- ②加盟団体の活動についての指導・援助と、加盟団体相互の交流。
- ③未組織登山者を連盟に結集する活動、および未組織地域に連盟の組織を広げる活動。
- ④山岳遭難を防止する活動。
- ⑤機関紙の発行
- ⑥民主的諸団体・学者・機関との交流提携。
- ⑦自然保護活動。
- ⑧その他の目的遂行に必要な活動。

## 第3章 加盟団体

### 第5条 (承認)

本連盟に加盟する団体は、規約を承認し、加盟費、連盟費をそえて申し込み、各会代表者会の承認を得なければならない。

### 第6条 (除名および脱退)

1. 加盟団体が次の各号に該当するときは、総会または各会代表者会の決議をもって除名することができる。
  - ①連盟日の納期が経過して、3ヶ月以上未納のとき。
  - ②この連盟の加盟団体として、ふさわしくない行為のあったとき。
2. 加盟団体は、届け出によって一定の手続き後、この連盟を脱退することができる。

## 第4章 機関

第7条 この連盟には次の機関をおく。

### 1. 総会

- ①総会は、本連盟の最高機関で、年1回会長が召集する。
- ②総会は、会長、副会長、理事および加盟団体から選出された代議員で構成される。
- ③総会は、代議員の2/3以上の出席で成立し、決定は、出席者の過半数をもって行う。
- ④加盟団体の1/3以上の要請があったとき、また各会代表者会が必要と認めたときは、臨時総会を開催できる。

### 2. 各会代表者会

- ①各会代表者会は、総会につぐ決議機関で、必要に応じて理事長が召集する。
- ②各会代表者会は、会長、副会長、理事および加盟団体の代表者によって構成される。
- ③構成員の半数の出席によって成立し、決定は、出席者の過半数をもって行う。

### 3. 理事会

- ①理事会は、連盟の執行機関で、総会で選任された理事によって構成される。
- ②理事会は、理事長の召集により、随時開催する。
- ③会長、副会長は理事会に出席することができ、理事と同一の権限を有する。

### 4. 専門部、専門委員会

専門部、専門委員会は、理事会が設置し、委員を任命する。

### 5. 事務局

事務局は、事務局長が総括し、連盟の運営に関する一切の事務を行い若干の事務員をおくことが

できる。

## 第5章 役員

### 第8条 (役員)

本連盟には、次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、事務局長1名、理事若干名、会計監査2名。

### 第9条 (任務)

1. 会長は、連盟を代表し連盟の活動を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事長は、連盟の日常活動を総括し、副理事長はこれを補佐する。
4. 事務局長は、連盟の日常活動を推進し、集約する。
5. 理事は、連盟の日常活動を執行する。

### 第10条 (選出、任期および解任)

1. 会長、副会長、理事、会計監査は総会で選出される。任期は次期までとし、再選をさまたげない。
2. 理事長、副理事長、事務局長は、理事会の互選によって選出される。
3. 専門部、専門委員会には、役員でなくとも理事会の承認を得て参加できる。
4. 連盟役員として、ふさわしくない行動をしたもの、任務を放棄したものは、理事会の決議を得て解任することができる。但し、次期定期総会において承認を得なければならない。

### 第11条 (顧問)

総会または各会代表者会の承認によって顧問を委嘱することができる。顧問は連盟の諮問にこたえる。

## 第6章 財政

### 第12条 (財政)

本連盟の財政は、加盟費、連盟費、その他で行う。

### 第13条 (会計年度)

本連盟の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとし、会計報告は総会の承認を受けなければならない。

### 第14条 (連盟費)

本連盟の加盟費は、1,500円とし、連盟費は、加盟団体数と加盟団体構成員数によりこれを定め、3ヶ月毎の前納制とする。

## 付則

第1 納入した加盟費、連盟費は、この連盟を脱退しても返還しない。

第2 各会代表者会は、この規約に定められていない問題については、規約の精神に基づいて処理することができる。

第3 規約の改正は、総会の議決によらなければならない。

第4 この規約は、1977年1月30日より実施する。

1991年3月10日 改正

1997年3月 9日 改正

2003年3月 9日 改正

2004年3月14日 改正

2021年3月 7日 改正

## 内規

第1条 県連盟費は、構成団体1団体につき年額3,600円とし、構成員1名につき月額400円とする。

第2条 連盟の代議員数は、各加盟団体の会員数により次のとおりとする。

10名まで	2名
11名～20名	3名
21名～50名	4名
51名～100名	5名
100名以上	6名

この内規は、1994年3月6日改正

1997年3月9日改正

2020年3月8日改正

## 連盟の構成

### 機 関

総会、各会代表者会、理事会、専門部、専門委員会、事務局

- 総 会 : 連盟の最高決議機関
- 各会代表者会 : 総会に次ぐ決議機関
- 理事会 : 連盟の執行機関、総会で選任された理事で構成
- 専門部 : 理事会が設置し理事が分担して担当
- 専門委員会 : 理事会が設置し委員を任命
- 事務局 : 事務局長が総括し連盟を運営

### 役 員

会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、理事、会計監査、顧問

- 会 長 : 連盟の代表者
- 副会長 : 会長の補佐、職務代行
- 理事長 : 連盟の日常活動を総括
- 副理事長 : 連盟の日常活動を推進、集約
- 事務局長 : 連盟の日常活動を推進、集約
- 理事 : 連盟の日常活動を執行
- 会計監査 : 連盟の会計監査
- 顧 問 : 総会又は各会代表者会の承認を経て委嘱

### 専門部

- 組織部
- 財政部
- 機関紙部
- 教育遭対部
- 自然保護部

### 専門委員会

- クライミング研究会滋賀 (Climbing Society Shiga: CSS)
- アルパインスキー研究会滋賀 (Alpine Ski Society Shiga: ASS)
- (2025 年度から CSS に統合する)

## 滋賀県勤労者山岳連盟遭難対策基金運用規定

### 1. 目的

滋賀県勤労者山岳連盟（以下、「連盟」と略す。）は、会員の山行において、遭難事故（山行中の突然の疾病による遭難を含む。以下、「遭難」と略す。）が発生し、遭難者が所属する会（以下、「所属会」と略す。）の会長又は代表（山行が連盟主催行事の場合は連盟理事長、以下「理事長」と略す。）の要請に応じて行われる救助及び捜索活動等の初動費用を速やかに融資する目的で、滋賀県勤労者山岳連盟遭難対策基金（以下、「遭対基金」と略す。）を設置する。

### 2. 適用条件

遭対基金の適用条件は次のとおりとする。

- (1) 遭難者が県連盟会員であること。
- (2) 各会の規則に従い登山計画書が事前に提出されていること。
- (3) 遭難者が新特別基金又はこれに相当する遭難救助に対応した保険に加入していること。
- (4) 登山口から下山口までの行動中の事故であること。（往復の交通事故等は含まない。）

### 3. 融資

- (1) 融資の申請は、所属会々長又は代表（山行が連盟主催行事の場合は理事長）が所定の申請書を連盟理事会（以下、「理事会」と略す。）に提出することにより行う。
- (2) 申請書には登山計画書を添付する。
- (3) 申請に基づき、連盟会長、副会長、理事長、副理事長及び遭難対策部長は協議し、融資の可否を決し、書面により申請者に通知する。協議に際して、必要な資料を申請者に請求することができる。
- (4) 融資は、所属会（連盟主催行事の場合は連盟）に対して行い、無利子とする。
- (5) 融資金額は、10万円単位、最高50万円までとする。
- (6) 融資は、申請者の指定する「ゆうちょ銀行口座」に振り込まれる。

### 4. 返済

- (1) 返済は、融資日から3カ月以内に行わなければならない。返済は、連盟の指定する「ゆうちょ銀行口座」への振込みにより行う。返済に際して、申請者は事前に電子メール等を用いて理事会に連絡しなければならない。
- (2) 所属会（山行が連盟主催行事の場合は連盟）は返済に関し全責任を負う。
- (3) やむを得ない事情がある場合、申請者は理由を記載した書面（書式自由）をもって、最長1カ月の返済期限の猶予を申請することが出来る。猶予の申請は、返済の期限日から起算して10日前までに理事会宛に行う。連盟会長、副会長、理事長、副理事長及び遭難対策部長は協議し期限猶予の可否を決し、書面により申請者に通知する。

### 5. 報告

- (1) 所属会（連盟主催行事の場合は連盟）は、返済時にその使途を理事会に書面で報告しなければならない。
- (2) 理事長は当該会計年度における遭対基金の運用結果の監査を受け、定期総会で報告する。

### 6. 保管

- (1) 遭対基金はゆうちょ銀行口座に保管する。
- (2) 全国連盟から支払われる新特別基金事務委託費は遭対基金に繰り入れる。

### 7. 定めのない事項

本規定に定めのない事項については、理事会で協議し決する。

### 8. 改廃

この規定の改廃は理事会の協議を経て行う。

（附則）本規定は2011年12月1日より発効する。

## 県連内連絡組織設立に関する規定

### 1. 設立

滋賀県勤労者山岳連盟（以下、連盟）会員は、連盟に加盟する3以上の会に所属する6名以上の会員の賛同を得て、クライミングや山スキーなど特定の山行形態に特化した連絡組織を連盟内に設立することが出来る。

### 2. 活動

連絡組織の活動は、広く会員に開かれたものでなければならず、また、各会の円滑な活動を妨げてはならない。

### 3. 承認と報告

連絡組織の設立を希望する会員は、理事長にその旨を申請し理事会の承認を得なければならない。申請に際して、①設立の趣旨、②代表者氏名（所属会）、③連絡先、④登録会員氏名（所属会）を明記した書面を理事長に提出しなければならない。理事長は連絡組織の設立を総会で報告する。

### 4. 活動年度

連絡組織の活動年度は連盟と同期するものとし、代表者は年度末に活動結果を理事長へ報告しなければならない。

### 5. 新特別基金等への加入義務

連絡組織は、その活動内容に見合った口数の新特別基金（又は同等の遭難保険）加入を登録会員に義務づけなければならない。

### 6. 山行管理

連絡組織が主催する山行の管理は、連絡組織が責任を持ち、事前に山行計画書を山行に参加する登録会員の所属会へ提出しなければならない。

### 7. 解散

連絡組織の解散は、登録会員の合意を得て行い、その旨を理事長に報告し理事会の承認を得なければならない。

### 8. 疑義、定められていない事項

この規定に疑義が生じた場合、あるいはこの規定に定められていない事項については、理事会と連絡組織代表者が協議し円満な解決を図る。

（附則）本規定は2015年3月5日より実施する。ただし、「クライミング研究会滋賀」および現在設立準備中の「アルパインスキー研究会滋賀」に対してもこの規定を適用する。